

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査における町の人口は37,671人であり減少傾向、世帯数は14,093世帯となり増加傾向となっている。また、一世帯の人員は2.67人であり世帯の規模は縮小傾向となっている。

年齢階層別の割合は0～14歳の年少人口が14.2%、15～64歳の生産年齢人口が58.2%、65歳以上の老年人口が27.7%となっている。

町内に在住する産業分類別就業者人口の構成は、第一次産業が0.6%、第二次産業が24.0%、第三次産業が75.5%となっており、第三次産業の割合が高くなっている。

産業分類での業種では、「サービス業」が最も多く、「卸売業・小売業」「運輸業・郵便業」「建設業」「製造業」が町内産業の多くを占めている。

なお、製造業で最先端の技術を駆使する企業については、炭鉱での石炭や亜鉛の採掘に伴い発生する捨石の集積場（ボタ山）の跡地に造成された工場団地での企業誘致によるものが多く、地域における雇用の場の創出や、地域経済の活性化等に寄与している。

しかしながら、これら産業においては、人手不足や後継者不足等課題も多く、現状を放置すると長い歴史を経て形成された町の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町では新たな働き手の確保のためセミナー等を開催するとともに、商工会と連携して町内企業の事業内容などを広報することで町内企業の持続および発展のため取り組んできた。

さらに、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題であるため、本計画を策定する。

(2) 目標

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による、中小企業や小規模事業者における人手不足への対応を促進するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に更新する等新たな設備投資により生産性の向上を図る中小企業を支援する。

宇美町は、導入促進基本計画の計画期間中における先端設備等導入計画の累計認定目標件数を20件とし、当該制度の活用促進を図る。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

宇美町は、町内で操業する企業のあらゆる業種の幅広い活動を支援するため、先端設備等の種類を限定することなく、この機を活かし、設備投資を促進したい。

そのため、先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

宇美町内の工業団地で操業する企業は、駅周辺、工業団地内、山間部など広域に立地している。その他の企業についても宇美町の経済産業を牽引していることから、計画の対象地域は当町の全域とする。

(2) 対象業種・事業

宇美町内の業種・事業は、工業団地で操業する企業をはじめとした多様な業種で構成されている。また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。これらの産業で、広く中小企業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象業種及び事業等については、すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年8月1日～令和7年8月1日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・町税を滞納している者は対象者から除く。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条で規定する風俗営業のように供する設備は対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。